令和8年6月1日

「訪問型サービス」の基準・単価　総括表（サービス・活動Ａ）

	従前相当 訪問型サービス	多　様　な　サ　ー　ビ　ス 介護予防型訪問　（サービス・活動A） 緩和した基準によるサービス			
対象	平成30年度末廃止	要支援1・2　及び　基本チェックリスト該当者(事業対象者)			
		介護一体型		単独型	
		居宅において、 「身体介護を伴うサービス」または 「身体介護を伴わないサービス」 が必要な方（サービス区分は老計第10号の例による。）		居宅において、 「身体介護を伴わないサービス」 が必要な方	
概要		○介護事業所向けの「**介護一体型**」と、多様な主体の参入も想定した「**単独型**」を設定。 ○従量制を採用。 ○利用回数は週3回を上限とする。			
形態		指定			
人員			**介護一体型**	**単独型**	
		①管理者	常勤・専従1以上 (他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	専従1以上 (他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	
		②訪問介護員等・従事者	常勤換算2.5+必要数 (国基準の訪問介護員を2.5以上 +訪問型サービス・活動Aの提供にあたる従事者を必要数 【介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者または区独自研修者等】) 区独自研修修了者は「身体介護を伴うサービス」に従事不可。	常勤換算1以上必要数 【介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者または区独自研修者等】	
		③サービス提供責任者（訪問事業責任者）	○常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 【介護福祉士、実務者研修修了者等】 ○要介護者利用者にサ責が従事し、介護予防型訪問利用者に訪問事業責任者が従事する。 ○サ責は、「介護給付」の基準の範囲内で、訪問事業責任者を兼務可。	従事者のうち1人以上必要数 【資格要件：従事者に同じ】	
設備		○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品			
運営		①従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ②従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑤勤務体制の確保等（ハラスメントの防止） ⑥業務継続計画の策定等 ⑦感染症対策 ⑧虐待の防止 ⑨身体的拘束等の適正化 その他旧介護予防訪問介護（従前相当）の基準　等			
事業費単価等		サービス種類コード	A3（独自/定率）		
		事業費（基本報酬）	従量制	従量制	
			身体介護を伴うサービス	身体介護を伴わないサービス	身体介護を伴わないサービス
			281単位/回	251単位/回	225単位/回
		加算 ※詳細はサービスコード参照	初回加算	200単位/月	なし
			生活機能向上連携加算	（Ⅰ）100単位/月	
				（Ⅱ）200単位/月	
			口腔連携強化加算	50単位/回	
			処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ	事業対象者・要支援1　200～338単位/月	
				要支援2　399～674単位/月	
			その他従前相当サービス相当の加算	国が定める単位数と同等	
		減算	業務継続計画未策定減算	-2～-3単位/月	-2単位/回
			高齢者虐待防止措置未実施減算	-2～-3単位/月	-2単位/回
		自己負担	給付の負担割合		

令和8年6月1日

「通所型サービス」の基準・単価　総括表（サービス・活動Ａ）

	従前相当 通所型サービス	多様なサービス 介護予防型通所 （サービス・活動Ａ） 緩和した基準によるサービス		
対象	平成30年度末廃止	要支援1・2 及び 基本チェックリスト該当者（事業対象者）		
		介護一体型		単独型
		施設において、機能訓練や食事・入浴などの支援が必要な方		
概要		○介護事業所向けの「**介護一体型**」と、多様な主体の参入も想定した「**単独型**」を設定。 ○従量制を採用。 ○従前相当通所型サービスと同様の加算に加え「入浴介助加算」「送迎加算」を設定し、多様なニーズに対応ができるように支援。 ○事業対象者・要支援1は週1回を原則とする。要支援2は週2回までを原則とする。		
形態		指定		
人員			**介護一体型**	**単独型**
		①管理者	常勤・専従1以上 （他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能）	専従1以上 【「東京都介護予防運動指導員養成事業の受講対象者」 かつ 「区独自研修修了者または通所介護事業所等の実務経験」】
		②生活相談員	専従1以上	―
		③看護職員	専従1以上	―
		④介護職員	○利用者～15人：専従1以上 ○利用者16人～：専従1＋利用者1人につき専従0.2以上 （ただし、介護予防型通所利用者には、上記基準に抵触しない範囲で単独型の基準適用可） ＊②又は④のうち1以上は常勤 ＊定員10名以下の場合、③又は④を専従1以上	○利用者～15人：専従1以上 ○利用者16人～：専従1 ＋利用者1人 につき専従0.1以上
		③機能訓練指導員	1以上	―
設備		①食堂・機能訓練室　3㎡×利用定員以上 ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品		2．3㎡×利用定員以上
運営		①従業者の清潔の保持・健康状態の管理 ②従業者又は従業者であった者の秘密保持等 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑤勤務体制の確保等（ハラスメントの防止） ⑥業務継続計画の策定等 ⑦感染症対策 ⑧虐待の防止 ⑨身体的拘束等の適正化 ⑨認知症介護研修 その他旧介護予防通所介護（従前相当）に準じた基準　等		
事業費単価等		サービス種類コード	A7（独自/定率）	
		事業費 （基本報酬）	従量制	従量制
			事業対象者・要支援1　290単位/回	239単位/回
			要支援2　301単位/回	249単位/回
		加算	生活機能向上グループ加算　250単位/月	なし
			一体的サービス提供加算　480単位/月	
			処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ（19名以上） 事業対象者・要支援1　149～216単位/月 要支援2　301～402単位/月	
			処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ（19名未満） 事業対象者・要支援1　160～228単位/月 要支援2　322～460単位/月	
			その他従前相当サービス相当の加算　国が定める単位数と同等	
			入浴介助加算（Ⅰ）（Ⅱ）（区独自加算）　40～45単位/月	
			送迎加算（区独自加算） 事業対象者・要支援1　42単位/片道 要支援2　47単位/片道	事業対象者・要支援1　42単位/片道 要支援2　47単位/片道
			初回受入加算（区独自加算）　100単位/月	なし
		※詳細はサービスコード参照		
		減算	業務継続計画未策定減算　-3単位/回	-2単位/回
			高齢者虐待防止措置未実施減算　-3単位/回	-2単位/回
		自己負担	給付の負担割合	